

明治からの一通の電報

中林幸夫

（会員・佐伯市長島町）

明治三十三年、豊後水道のほぼ真中に位置する水ノ子島に灯台設置の工事が開始されて以来、事務所を大分県南海部郡鶴見町下梶寄（当時の記録は豊後国東中浦村）に水ノ子島灯台退息所を置く。

昭和二十八年十二月、佐伯市鶴谷に移転。佐伯航路標識事務所へと名称は変わつても、直接水ノ子灯台に職員が滞在して、灯台守としての重責を果たしてきたが、平成五年四月一日、事務所も廃止され、直接的な灯台守はいなくなつた（水ノ子灯台点灯は明治三十七年三月二十日）。

事務所閉鎖に当たり、整理中の古い書類の中から、明治四十五年七月三十日付けのスタンプ印のある一通の電報が出てきた。その電報の内容は、

天皇陛下三〇日午前〇時四三分崩御あらせらる、同

時に皇太子殿下即位あらば不謹慎のことなきよう注意せよ、制服着用の場合、黒ラシャ（幅三寸）を左腕にまとへ

というものであるが、ヨンマゲ時代から制服等に服装が変わり、天皇制施行後の官庁職員には、この電報での通達には戸惑つたことであろう。今と違つて、広報手段としての新聞やラジオ等のなかつた時代では、天皇の崩御、併せて年号が改まつても、地方の人々は早々に知ることが出来ず、結局、急を要する場合は、電報に頼るほか方法はなかつたようである（佐伯地方に、電信業務が開始されたのは明治二十五年）。

その電報の記録を見ると、

発信局 東京サクラギ局

発信時刻 午後三時〇分

受信時刻 午後七時三〇分

で、電送時間に四時間三十分かかっている。受信局はスタンプ印から見て、大分県南海部郡米水津村の浦代郵便局である。

その米水津村浦代から鶴見崎先端部に位置する下梶寄の水ノ子灯台退息所までは、直線距離にして約二十キロ

メートル。当時、鶴見半島浦々のそれぞれの地区間には

道路はもとより歩道もなく、断崖絶壁の連なる山中を行くより方法がなかつた。

明治四十三年の調査文書に、

浦代郵便局一退息所間は、五里四十九間
と、報告している。

また、明治三十五年文書の中には、

日露戦争中に限り、浦代局から鶴見半島上にある海軍の望楼に配達され、望楼から約十五町の所に便宜信号竿を設けて、着電の有無等を知らせ、退息所から受け取りに行つた。

と、記録されている。

退息所から信号竿までの距離は十町と報告し、信号人夫賃、一回、五銭必要と報告している。山中を行く代価五銭は想像できる。

当初退息所に小使として採用された梶寄の永谷九十郎

の給料は日給三十四銭。因にそのころの豆腐一丁は一銭二銭だった。

また、日給・月給等について当時の文書を見ると、明治三十二年五月二十五日付け文書に、

勅　　令

朕は航路標識看守用手当の件を裁下し、ここにこれ
を公布せしむ

として、

交通至難の場所に在勤する航路標識看守には月額六
円以内の手当を給す。

とし、明治三十七年三月十七日付で、

豊後国水ノ子島灯台、月額四円

と通知している。

天皇が俸給を勅令で出していることについて調べてみると、

大日本帝国憲法（明治二十二年）

第一〇条

天皇は、行政各部の官制、及び文武官の俸給を定め、
文武官を任命す

となつてゐる。

以上のような時代背景から考慮すると、明治に発信された電報は、多分、翌日か、翌々日の大正時代と改まつた後に届いたと思われる。明治天皇崩御に重臣や乃木将军夫妻が殉死されたことなど考えると、天皇崩御は、國

民に心理的動搖を与えたのだろう。

海軍吳鎮守府に屈し、中天にそびえ、レンガ造りで
地上の高さ二丈七尺

毛筆の明治の文書を見ていると、もはや明治時代は古

代のような気がしてくる。こんなことを書くと、明治の

人に叱られるかもしれないが、科学の発達から考へると、現代の十年は、明治の百年に匹敵するかもしれない。そんなことを思うと、キンさんギンさんは千年を生きたほどどの価値観がある。

この文書の端々に退息所の土地所有者土佐路直吉、堅田の医師三輪類平、用弁方永谷九十郎、永谷猪太郎・梶川嘉太郎・三輪儀作等の名も見え、水ノ子灯台を支えた人々の労苦が感じられる。

当稿を調査中、海軍望楼の位置、付近の状況を考えていると、幕末につくられたとされている「猪垣」は、明治の始めごろに軍の秘密により、望楼への通路と要塞等の建設目的に関するものではなかつたかと思われてならない。

望楼については、大正三年発行の『佐伯志』にも、「鶴見崎」の項に、

とある。

現地の半島の尾根を歩いてみて、石垣の高さ等から米水津から鶴見に行く猪を防ぐなど実感にそぐわないことが多く、今でも猪より猿害の方が大きい話などを聞くと、猪垣には多少ならず疑問がある。

古い電報や文書を見ていると、米水津浦代郵便局の創設が知りたくなる。そこには豊後水道を往来した明治の帆船や海軍の歴史がひそんでいるように思われる。

明治天皇崩御の電報を受信した局員のルーツや、當時の教育等を知りたい。現在の大学出の人との真似ることのできない文章・筆跡にはただただ頭の下がる思いがする。

筆書きの明治の文書 初夏の風

| 電報送達紙 | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第○三 | | | | | 第○三 | | | | |
| 名氏所居人信受 | | サハシ | | サハシ | | サハシ | | サハシ | |
| 局番 |
| 午後 午 |
| 時 時 |
| 分 分 |
| 字 字 |
| 日 日 |
| 月 月 |
| 年 年 |
| シブニトシトシ | | | | | | | | | |
| イ | | | | | | | | | |
| 名氏所居人信發 | | | | | | | | | |
| 定指 | | | | | | | | | |
| 事記 | | | | | | | | | |
| 印附日局番 | | | | | | | | | |
| 15.7.30 | | | | | | | | | |

明治四十年三月二十日



時代不長

九、吉原山名文

⑨ 律體傳

一 東京萬葉歌集、東北樂府大字漢文書時代

一五至一九百

一 錄序、卷、古點、續集、後編

太

五、文
集

六、二月一丁

(圖書室藏)

威
武

勅令

朕駕臨標旗肩守用手書，件々裁可之旨之，

云布

七八八

御名

御璽

嘉靖三十二年五月二十五日

歸信太医子西町子方門顯正

勅令第二百十八號

交通至難，堪不，在勒充駕臨標旗肩守三司額
市園以內，手書，給入甚，堪不及給與細則，歸
信大匠之，乞。

軍機處

舞葉八九
號

今般日落一并錢二更使了テ五時方一到城秋井七面
寺及外之平定一里也了茶炭及一水之水之水
此上也五時方一而降其至告大高可回大午及而降其

五時方一而降其至告大高可回大午及而降其

五時方一而降其至告大高可回大午及而降其

水ノ子島

市守以木砂壁板

元康廿四年

水手志就職船頭通事事務所

中南所トシ所ト宣傳團充廣報ノ觀貿易海軍
理橋ニ依リ北洋方海軍大臣ニ嘉諾ヲ得タルノベ
爾後是役受取北洋方參謀總長之望請事務所
該理橋ニ依リ北洋方

昭治三十九年三月十三日

大日本海軍總務所長草寫時報不

正テ該理橋合ノ慶祝四十年集会依リ作成

該慶祝會ノ一函付ス